

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年10月31日まで
社会保険事務所から、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているとの連絡があった。申立期間当時、給与は15万円程度受け取っており、実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年10月31日以降の同年11月7日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、7年10月から9年9月までの標準報酬月額が15万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役の妻であったが、営業関係の事務員として勤務しており、役員でなかったことが法人登記簿から確認できる。

さらに、事業主及び同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士からは、「申立人は社会保険関係の事務には携わっていなかった。」とする証言が得られており、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成7年10月から9年2月までの期間、及び同年5月から9月までの期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月1日から9年10月31日まで
社会保険事務所から、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているとの連絡があった。申立期間当時、給与は100万円程度受け取っており、実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年10月31日以降の同年11月7日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、7年10月から9年2月まで、及び同年5月から9月までの標準報酬月額が59万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は代表取締役の弟であり、申立期間において、A社の取締役に就いているものの、事業主及び同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士からは、「申立人の業務は主に工場での作業で、経営には関与しておらず、社会保険関係の事務に携わっていなかった。」とする証言が得られており、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち平成7年10月から9年2月まで、及び同年5月から9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

一方、社会保険庁の記録において、申立期間のうち平成9年3月及び同年4月に係る申立人の標準報酬月額については、さかのぼって減額訂正されていないことが確認できることから、記録の訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年5月31日まで

社会保険庁の被保険者記録回答票によると、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いが、給与明細表や雇用保険被保険者離職票があるので、昭和50年5月30日までA社で勤務していたと思う。厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、雇用保険被保険者離職票により、申立人が昭和50年5月30日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和50年1月、2月、3月、5月及び6月分の給与明細表を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、雇用保険被保険者離職票によると、50年1月から同年5月までの賃金額はほぼ同額であることが確認できることから、給与明細表の無い50年4月分についても厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細表の厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に解散している上、元事業主はすでに死亡しており、他

の元役員の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 9 年 12 月 31 日まで
社会保険事務所から連絡を受け、年金の記録を見ると当時の給与金額と違っていた。月給は 50 万円ぐらいだったはずなので正しい記録に直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 9 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の 10 年 1 月 29 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、8 年 1 月から同年 8 月までは 50 万円から 9 万 2,000 円、同年 9 月から 9 年 11 月までは 9 万 8,000 円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間以前から当該事業所に勤務し、後に申立人とともに代表取締役となった元従業員は、「申立期間当時、申立人は社会保険関係の事務手続を行っていた。」、「保険料を安くする訂正方法について社会保険事務所からアドバイスを受けたと申立人が言っていた。」と証言していることから、申立人は当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 17 日から 30 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、A社B工場に勤務した期間の一部が厚生年金保険に未加入とされているが、昭和 29 年 1 月 17 日に入社し、途中で社名が変わったりしたものの、定年退職日の平成 7 年 5 月 15 日まで継続して在籍していたので、当該期間についても被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことは確認できるが、申立人から聴取しても、厚生年金保険料控除に関する具体的な記憶は無いとしている。

また、申立人が同時に入社したとする元同僚も、申立人と同じ昭和 30 年 2 月 1 日付けで被保険者資格を取得している上、複数の元同僚から、「当時は臨時工として入社して 1 年から 1 年半を経過してから正社員になっていた。」との証言が得られていることなどから、当時のA社B工場が、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性も考えられる。

さらに、事業主から聴取しても、申立期間における厚生年金保険料控除の有無については不明としており、当時の事務担当者も既に他界していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 1 月 5 日まで
昭和 48 年 11 月から A 社で働き始めたが、厚生年金保険の加入記録は 49 年 1 月からとなっており、申立期間の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した資料及び申立人の証言から、申立人が申立期間について A 社に勤務していたことは認められるものの、申立人から聴取しても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについては記憶していないとしている。

また、雇用保険の記録を見ても、厚生年金保険と同じ昭和 49 年 1 月 5 日に資格取得していることが確認できる。

さらに、A 社の事業主から聴取したところ、「申立期間当時、中途採用者については、必ずしも入社と同時に社会保険に加入させていなかった。」と証言しており、事業主が提出した資料及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と近接した時期に入社した 5 名の従業員のうち 4 名について、入社後 1～3 か月を経過してから厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所職員から、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。
当時の給与支払明細書によると支給額は約 50 万円であり、それに応じた社会保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 2 月 15 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 3 月 11 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9 年 9 月から 10 年 1 月までの期間について 50 万円から 26 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していないとしているものの、平成 10 年 1 月の社会保険料について支払っていないことを認めている上、全喪届を提出したとしていることから、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理について、関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所職員から、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。
当時の給与支払明細書によると支給額は約 20 万円であり、それに応じた社会保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 2 月 15 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 3 月 11 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9 年 9 月から 10 年 1 月までの期間について 20 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、当時、厚生年金保険に係る業務について権限を有していたとしている。

また、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していないとしているものの、平成 10 年 1 月の社会保険料について支払っていないことを認めており、さらに、社会保険の喪失及び全喪の届出を行ったことを認めていることから、自らの標準報酬月額の減額訂正について、関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、社会保険業務の責任者の立場にあった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 21 日まで

私は、勤務したA社B店を退職する際、事務員の対応が悪く、脱退手当金の請求手続をしてもらえなかったため、脱退手当金を受給したはずがない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日である昭和 35 年 3 月前後の 32 年 4 月から 35 年 9 月までに資格喪失した女性 12 名の脱退手当金支給記録を調査したところ、10 名に支給記録が確認できるとともに、支給記録が確認できた同僚 2 名から、「脱退手当金の申請書類は、会社で作成してもらった。」との証言が得られたことを踏まえると、申立期間後に厚生年金保険への加入が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から 15 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所から連絡を受け、私の標準報酬月額が、申立期間において大幅に引き下げられていることを知った。当時、給料はもっともらっていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 15 年 1 月 31 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 2 月 3 日付けで、申立人の 14 年 2 月から同年 12 月までの標準報酬月額が、62 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことを認めており、申立人は、社会保険事務所の職員に滞納保険料について相談し、その時職員が持ってきた書類に押印したと回答していることから、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正について関与したと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 11 月 1 日まで
私はA社の代表取締役で、申立期間は月額 30 万円の報酬であった。社会保険事務所の記録では標準報酬月額が 9 万 2,000 円と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 12 月 31 日をもって適用事業所でなくなっているところ、同日後の 11 年 2 月 1 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 30 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の減額訂正について心当たりは無い。」、「社会保険に係る事務は妻が行っていた。」と証言しており、社会保険事務を担当していた申立人の妻は、「厚生年金保険料の支払が遅れることがあり、社会保険事務所と相談し、集金に来てもらい分割で支払っていた。また、社会保険事務所職員から、引き下げられた標準報酬月額が記載された用紙を提示されて代表者印を押した。」と証言している。しかし、このような申立人個人の年金受給権を制限する行為を、代表取締役である申立人に何ら相談もなく独断で行ったとは考え難いと推認せざるを得ないことから、申立人は自らの標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 9 月 1 日まで

私はA社の取締役で、申立期間は月額 20 万円の報酬であった。社会保険事務所の記録では標準報酬月額が 9 万 2,000 円と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 12 月 31 日をもって適用事業所でなくなっているところ、同日後の 11 年 2 月 1 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 20 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人は、事業主の妻であり、登記簿謄本により申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険に係る事務を担当していたとしているところ、「厚生年金保険料の支払が遅れることがあり、社会保険事務所と相談し、集金に来てもらい分割で支払っていた。また、社会保険事務所職員から、引き下げられた標準報酬月額が記載された用紙を提示されて代表者印を押した。」と証言していることから、申立人は、A社の取締役として、社会保険に関する業務について権限を有しており、自らの標準報酬月額の減額処理について、関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 42 年 5 月まで

私は、昭和 40 年 10 月ごろから 42 年 5 月ごろまで、A社にて、社長の運転手、工事現場の作業員、営業などをしてきた。正社員として、1日8時間、1か月25日ほど勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、勤務期間については、申立人と同僚の証言は一致しておらず、また、雇用保険の加入記録でも、申立期間の一部は別の事業所での在籍となっていることから、申立人の記憶は曖昧である。

また、申立期間当時、当該事業所で事務員をしていた同僚は、「事業主が一存で社員の厚生年金保険の加入を決めていたため、社員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、社員全員の給与から厚生年金保険料を控除していたわけではなかった。」と証言している。

さらに、申立期間当時、取締役をしていた事業主の元妻から聴取しても、当時の事情は何もわからないとの回答であった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。